

# 令和8年度 障害福祉サービス（障害児） 事業所等の運営上の留意事項 について

令和8年度 障害児入所・通所事業所等に係る説明会（集団指導）

**群馬県健康福祉部福祉局障害政策課**

# 目次

---

- 1 届出関係の留意事項について  
質問・相談フォーム    L o g o フォーム
- 2 経過措置終了に伴う減算について
- 3 児童発達支援管理責任者関連事項について

# 1. 届出関係の留意事項について ～加算に関すること～

## (1) 加算届出について

Logoフォームで  
ご提出ください

### 【提出期限】

①加算を**新たに算定する**（または加算区分変更で**単位数増**）の場合

⇒ **前月15日（必着）** 例：8月1日から算定開始 → 7月15日までに届出

②加算が**算定されなくなる**（または加算区分変更で**単位数減**）の場合

⇒ 事実発生後、速やかに

### 【提出書類】

<https://www.pref.gunma.jp/page/2768.html>からダウンロードしてください。

### 【提出方法】

Logoフォーム<https://logoform.jp/f/jlU3U>からご提出ください。

#### ※届出の審査状況について※

届出については、受理通知を交付していません。提出時に自動配信されるメールから審査状況をご確認ください。  
なお、請求に関しては、審査完了を待たずに行っていただくこともございますが、要件を満たしていない場合は返還の手続きが必要になりますので、十分に要件及び必要書類を確認した上で、届出を行ってください。

# 1. 届出関係の留意事項について ～加算以外に関すること～

## (2) 変更届出書について

メールで  
ご提出ください

- ・ 事業所の名称・管理者・運営規程等に変更があった場合は、原則、変更の日から10日以内に届け出てください。

※ R8から重要事項説明書の変更に関する届出は不要です。

- ・ 定員や所在地の変更を行う場合は、事前に連絡願います。

## (3) 廃止・休止について

- ・ 事業所の廃止・休止を行う場合は、事前に連絡願います。
- ・ 状況確認後、必要書類をご案内します。

## (4) 事故報告について

(参考：健福第607-4号（平成25年9月13日発）)

- ・ 事故（受診を伴う）・感染症（保健所へ報告）等が発生した場合は、原則、発生直後に電話等で概要を報告してください。
- ・ 再発防止策の検討を行い、原則、事故発生後30日以内に、事故報告書を作成し、報告してください。

※ 個人情報が含まれますので、誤送信には注意してください。

# 1. 届出関係の留意事項について ～加算以外に関すること～

## 【提出書類】

変更届出書に必要な書類を添付して提出してください。

## 【提出方法】

[shougaiji-shien@pref.gunma.lg.jp](mailto:shougaiji-shien@pref.gunma.lg.jp)あてご提出ください。

<お願い> メールの件名は、「【事業所番号+事業所名】内容」としてください。

ex: 【1050500001放課後等デイサービス▲▲】変更(児発管、運営規程)について

ex: 【1050500002児童発達支援●●】事故報告について

## <登録アドレスについて>

※県からの通知が届いているか、再度確認をしてください。

- ・登録アドレスへ、国からの事務連絡や、県からの通知を不定期にお送りしております。
- ・送信エラーが散見されておりますので、適正に受信できているか再確認をお願いします。
- ・登録アドレスを変更したい場合は、質問・相談フォームへお問い合わせください。

## 【重要】人員欠如について

- ・管理者、児童発達支援管理責任者、直接処遇職員など、人員配置基準に関わる職種のパイプラインが不足する場合は、**不足が発生する見込がある時点で**速やかに当課まで御連絡ください。

# 質問・相談フォームの問い合わせについて

質問・相談フォームの活用に御協力いただき、ありがとうございます。引き続き、質問・相談フォームを活用いただきますよう、御協力よろしく申し上げます。

## 障害福祉サービス等質問・ 相談フォームURL

<https://forms.office.com/r/NWUKQwDykr>

質問日時や内容によっては、お時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。



## 2. 経過措置終了に伴う減算について

※基準の再確認をお願いします。

### 自己評価結果等未公表減算 [児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援]

- ①支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）（及び保育所等訪問支援の場合は訪問する施設による評価（訪問先施設評価））を受け、その改善を図ること
  - ②おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価（及び訪問先施設評価）と改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表し、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること
- ※自己評価結果等の公表について都道府県に届出がされていない場合、減算する

### 支援プログラム未公表減算 [児童発達支援、放課後等デイサービス]

- ①指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定すること
  - ②インターネットの利用その他の方法により公表し、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること
- ※支援プログラムの公表について都道府県に届出がされていない場合、減算する

### 業務継続計画未策定減算 [全サービス]

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
  - ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、研修・訓練を定期的 to 実施すること
- ※①を満たしていない場合、減算する

## 2. 経過措置終了に伴う減算について

※基準の再確認をお願いします。

### 身体拘束廃止未実施減算 [全サービス]

- ①身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること
  - ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を行うこと
  - ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること
- ※全ての基準を満たしていない場合、減算する。

### 虐待防止措置未実施減算 [全サービス]

- ①虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
  - ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
  - ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- ※全ての基準を満たしていない場合、減算する。

### 情報公表未報告減算 [全サービス]

- 児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告を行うこと

### 3. 児童発達支援管理責任者関連事項について

#### (1) みなし配置（やむを得ない事由の場合）

やむを得ない事由でサービス管理責任者または児童発達管理責任者（以下、サービス管理責任者等という。）が欠如したと県が認めた場合には、サービス管理責任者等が欠如した日から1年間又は実践研修を修了するまでの間（最長欠如した日から2年間）、一定の要件を充たしている者について、サービス管理責任者等とみなして配置可能です。

#### やむを得ない事由とは

事業所の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、後任のサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合。

##### (1) 事業所の責に帰さない事由により欠如した場合の例

- ・サービス管理責任者等が死亡、失踪した場合
- ・サービス管理責任者等が病気や怪我などにより急遽休職・退職した場合
- ・その他欠如を事前に予期できなかった場合

##### (2) 後任のサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合の例

- ・法人内の異動によっても配置が困難な場合、かつ、求人等で募集しても採用に至らない場合

#### ※注意※

やむを得ない事由に該当するかは事前に指定権者（県）へ問い合わせてください。

サービス管理責任者等の欠如が生じないための取組に努め、それでもなお欠如となる場合に限り、やむを得ない事由として認めることとします。

### 3. 児童発達支援管理責任者関連事項について

#### (1) みなし配置（やむを得ない事由の場合）

やむを得ない事由に該当した場合、サービス管理責任者等とみなして配置できる従業者の要件

##### 1年間のみなし配置が可能な者の要件

- サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務（3～8年）を満たしている者。

##### 最長2年間のみなし配置が可能な者の要件

- ①サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務（3～8年）を満たしている者。
- ②サービス管理責任者等が欠如した時点で、既にサービス管理責任者基礎研修及び相談支援従事者初任者研修講義部分を修了している者。
- ③サービス管理責任者等が欠如する以前から、サービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている者。

**※上記3つの全ての条件を満たす必要がある。**

#### ※注意※

やむを得ない事由に該当し、上記要件に該当した方をサービス管理責任者等とみなして配置は可能ですが、あくまでもやむを得ない事由による措置となりますので、引き続き原則の要件を満たすサービス管理責任者等の早期配置に努めてください。

# 3. 児童発達支援管理責任者関連事項について

## (2) サービス管理責任者等基礎研修修了者のOJT

令和5年6月30日付告示改正により、基礎研修修了者の基礎研修後に実践研修を受講するために必要な実務経験（OJT）の取扱いが変更されました。

- (改正後)
- ・基礎研修修了後「2年以上」の期間
  - ・一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」の期間

詳細は、<https://www.pref.gunma.jp/page/704925.html>を御確認ください。

### 一定の要件

※①～③全てを満たす必要あり。

- ① **基礎研修受講開始時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務（3～8年））を満たしている。
- ② 基礎研修修了後、サービス管理責任者等のもとで、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務（以下、個別支援計画の原案作成等の業務）を実施している。  
※サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも計10回以上行うこと。
- ③ **指定権者に届け出ている。**

### ※注意※

届出様式は令和5年10月19日付通知にて、各法人あて送付しています。  
個別支援計画の原案作成等の業務に従事を開始する日から10日以内に届け出てください。

※遡及不可

## 3. 児童発達支援管理責任者関連事項について

### (3) サービス管理責任者等更新研修

令和元年度の制度改正により、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、5年度毎に1回更新研修を受講することが必要となりました。

#### 受講要件

①過去5年間に通算2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している

#### 更新期間の考え方について

- ・初回の更新研修（又は実践研修）が起算点となります。
  - ・詳細は[次頁](#)を御確認ください。
- ※認識誤りをしてしまうと、気付かないうちに失効してしまう可能性があります。必ず、御一読ください。特に、今年度は**令和3年度サービス管理責任者等実践研修修了者の更新期限の最終年度**となりますので、ご注意ください。

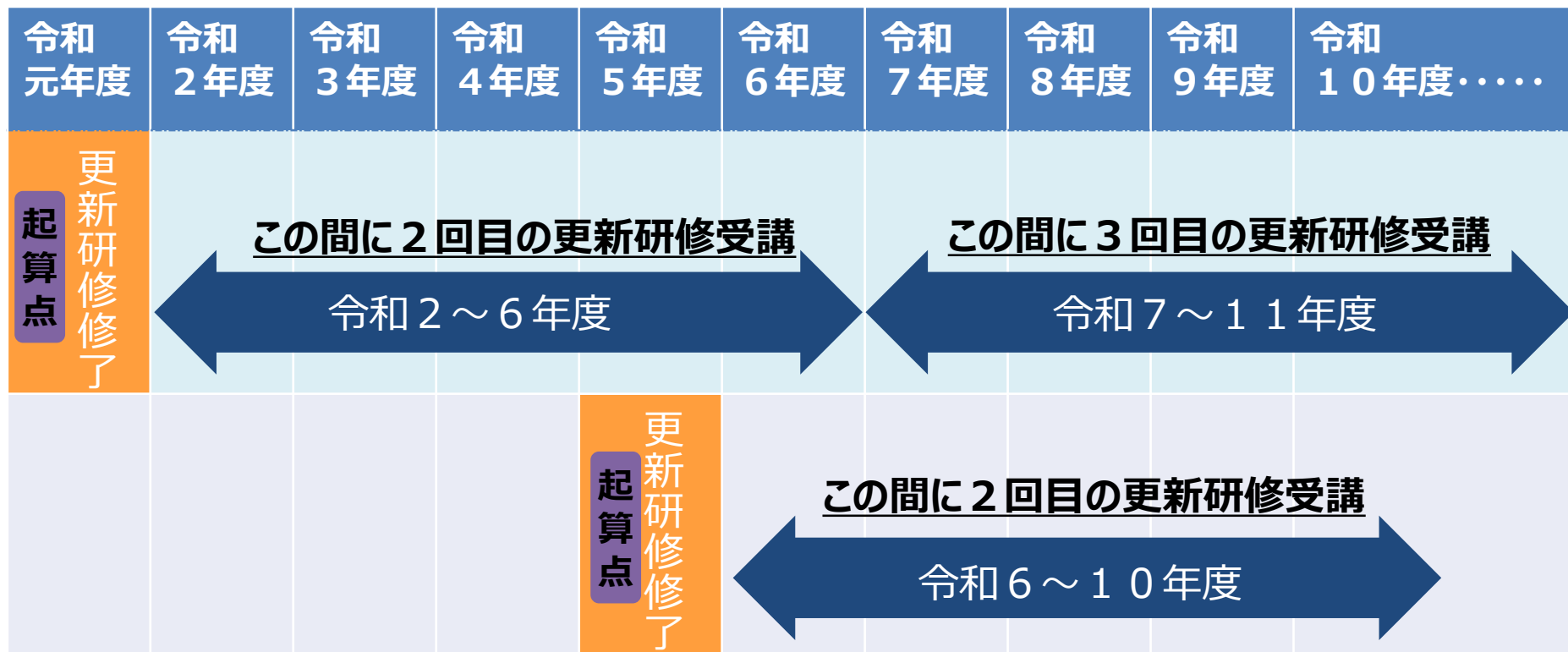
#### ※注意※

令和6年3月31日までに更新研修修了者とならなかった旧サービス管理責任者等研修修了者は、更新研修を受講することはできません。実践研修を受講してください。

# 更新期間の考え方について（平成30年度までの研修修了者）

- 平成30年度までの研修修了者は、**令和5年度までの経過措置**として、サービス管理責任者等として「みなす」ことになっている。
- 更新研修を受講することによって、新カリキュラムの修了者としてみなされる。そのため、**最初に更新研修を修了した年度が更新の起算点**となる。
- 平成30年度までの研修修了者が**初めて更新研修を受ける場合、実務要件は不問**。

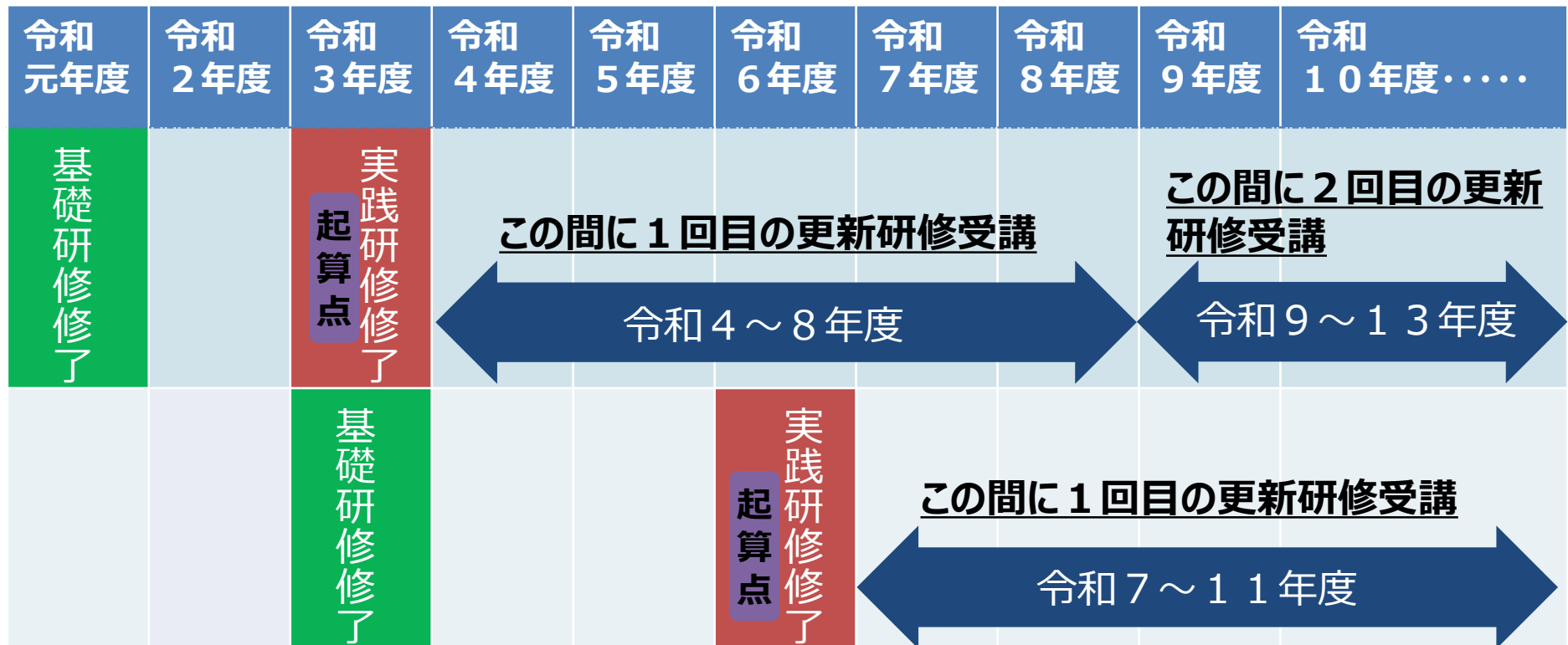
～受講イメージ図～



# 更新期間の考え方について（実践研修修了者）

- 実践研修修了年度を起算点とし、その翌年度から5年度毎に1回、更新研修を受講することが必要となる。
- 更新研修の受講には、（1）又は（2）の**実務要件を満たすことが必要**。
  - （1）現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。
  - （2）過去5年間のうち2年間以上、サービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。

～受講イメージ図～



# その他サービス管理責任者等に係る連絡事項について

## ○群馬県サービス管理責任者等研修(指定研修)について

群馬県では、「群馬県サービス管理責任者等研修事業指定事務取扱要綱」に基づき、令和7年度から指定研修を実施しております。 **※県の委託ではありません**

### 指定事業者

- ・ 研修事業者番号 1 株式会社中川（東北福祉カレッジ）

### 対象となる研修

- ・ サービス管理責任者等基礎研修（相談支援従事者初任者研修講義部分を含む）
- ・ サービス管理責任者等実践研修
- ・ サービス管理責任者等更新研修

### 実施予定（令和8年度）

- ・ 第1回：令和8年4月1日～4月30日・・・第12回：令和9年3月1日～3月30日

### その他

- ・ 研修の詳細については、事業者に直接お問い合わせください。  
ホームページ：<https://tohoku-fukushi.com/> <外部リンク>